

新介第3797号  
令和6年3月29日

居宅サービス事業所の管理者 様  
介護予防サービス事業所の管理者 様  
居宅介護支援事業所の管理者 様  
介護保険施設の管理者 様  
地域密着型サービス事業所の管理者 様  
地域密着型介護予防サービス事業所の管理者 様  
介護予防訪問・通所介護相当サービス事業所の管理者 様

新潟市福祉部介護保険課長

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等届出について（通知）

この度、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）」等の公布に伴って、介護給付費算定に係る体制等届出書類の改訂を行いました。

つきましては、改訂後の届出書類一式を新潟市ホームページ（下記参照）に掲載しましたので、介護報酬の算定状況に応じ、令和6年4月1日以降に適用となる体制等届出の提出が必要な場合は、下記のとおり適切に行ってください。

## 記

### 1 届出の対象となる事業所（施設）

別紙「令和6年度介護報酬改定に係る既存サービス事業所（施設）の届出の取扱い」により**新たに届出が必要とされる**事業所（施設）となります。

（全ての加算・減算、施設等区分など変更事項に該当しない場合や、新規取得しない場合は届出不要です。）

※「高齢者虐待防止措置実施の有無」等届出がない場合は「減算型」とみなす項目がありますので必ず確認してください。

### 2 提出期限

令和6年4月15日（月）まで【期限厳守】 【郵送による場合は必着】

※介護報酬改定に伴い「令和6年4月適用分に限る」特例措置となります。

※令和6年5月適用分以降については、通常どおりの提出期限となります。

### 3 提出方法・届出先

○ 郵送、直接持参又は電子メール／新潟市福祉部介護保険課指定係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（市役所本館1階）

メールアドレス：[kaigo@city.niigata.lg.jp](mailto:kaigo@city.niigata.lg.jp)

## 4 届出様式

厚生労働省通知により、令和6年4月から厚生労働省老健局長が定める様式にて届出を行うこととなりましたのでご注意ください。

下記より必要書類をダウンロードのうえ、改訂後の新たな様式で届出してください。

その際、直近の届出の各項目のチェック誤りが生じないようにご注意ください。

必ず「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を合わせて提出してください。（添付書類が必要な場合は合わせて提出が必要です。）

①新潟市ホームページ掲載場所（施設・居宅サービス等） ▼

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/procInfo.do?procCode=13639&keyWord=0&fromAction=7>

②新潟市ホームページ掲載場所（地域密着型サービス） ▼

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/procInfo.do?procCode=10942&keyWord=0&fromAction=7>

③新潟市ホームページ掲載場所（介護予防訪問・通所介護相当サービス） ▼

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryokaigo/jigyousya\\_yousiki/sougoujigyou/taisei\\_yobousoutou.html](https://www.city.niigata.lg.jp/iryokaigo/jigyousya_yousiki/sougoujigyou/taisei_yobousoutou.html)

## 5 体制等届の受付

- ①各加算等については、算定要件を十分理解した上で届出してください。実際に算定要件を満たしていなければ、届出が受理されていても加算を算定することはできません。
- ②提出された書類に不備がある場合には、補正等の連絡を行いますので速やかに対応してください。

## 6 留意事項

- ①4月適用分の体制届を4月以降に届け出る場合であっても「勤務実績」や「利用者数実績」等が算定要件とされている場合の「届出日に属する月」は『令和6年3月』として取り扱うものとします。
- ②既存の加算で届出が不要な場合であっても、算定要件が変更（追加）されている場合がありますので、算定する際はご注意ください。
- ③新たな算定要件を満たしているか、十分にご確認のうえ、要件を満たしていない場合には加算の変更（体制等届）を行ってください。
- ④事後調査等で要件に合致しないにもかかわらず加算等を算定していた場合は、不当利得となるので返還が必要となります。
- ⑤同時一体的に行う予防サービスや介護予防訪問・通所介護相当サービスの届出漏れにご注意ください。
- ⑥添付書類は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の欄外に記載しています。

### 【体制等届に関する照会】

問い合わせが集中しますので、国の通知等をご確認の上、電子メール又はFAXにて照会してください。

### 【体制等届に関する照会先】

照会内容・担当係		照会方法
・添付書類の確認や記入方法など、改訂後の届出書類を整えるためのお問い合わせ	指定係	電子メール ( <a href="mailto:kaigo@city.niigata.lg.jp">kaigo@city.niigata.lg.jp</a> ) FAX (025-224-5531)
・新たな算定要件の確認や考え方についてのお問い合わせ	介護給付係	※送信表等の様式は問いませんが、 ①事業所名②担当者名③電話番号 ④質問の概要 を記載ください。

令和6年度介護報酬改定に係る既存サービス事業所（施設）の  
届出の取扱い（令和6年4月）

【 新潟市 】

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 5 : 通所介護 2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 8 : 地域密着型通所介護 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 6 8 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」  「1 : 減算型」 「2 : 基準型」  を新設	<u>新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。</u>  ※原則、全事業所届出が必要です。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
2	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」  「1：非該当」 「2：該当」  を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。
3	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」  「1：非該当」 「2：該当」  を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に 居住する者への提供割合 90%以上）」  「1：非該当」 「2：該当」  を新設	新たな届出がない場合は「1：非該 当」とみなす。  ※令和6年4月1日から9月30日 の判定期間を経て該当する場合は、 令和6年10月に届出してください。
5	11：訪問介護 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 76：定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	12：訪問入浴介護 21：短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看取り連携体制加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
7	15：通所介護 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期 利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」  「1：減算型」 「2：基準型」  を新設	新たな届出がない場合は「1：減 算型」とみなす。  ※原則、全事業所届出が必要です。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護 (短期利用型) 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 79：複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用型) 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 6 8 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 7 9 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 6 9 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「生産性向上推進体制加算」  「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。



項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
9	23：短期入所療養介護	「施設等の区分」欄の 「3：認知症疾患型」 「8：ユニット型認知症疾患型」 「B：認知症経過型」  を廃止	なし。
10	33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「夜間看護体制」を 「夜間看護体制加算」  に名称変更し  「1：対応不可」 「2：対応可」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」  に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：対応可」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。  （注）既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 1	3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」  「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
1 2	3 3 : 特定施設入居者生活介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 5 : 介護医療院サービス 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」  「1 : なし」 「2 : あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
13	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「情報通信機器等の活用等の体制」 を 「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」  に名称変更	（注）要件の見直しを踏まえ、既存届出内容が「2：あり」の場合は、必要に応じて届け出を行うこと。
14	51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「4：加算Ⅱ」 「5：加算Ⅲ」  に変更	「3：加算Ⅰ」「4：加算Ⅱ」 「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。  （注）既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。
15	51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 32：認知症対応型共同生活介護 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「認知症チームケア推進加算」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
16	52：介護保健施設サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
17	52：介護保健施設サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の 「リハビリ計画書情報加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。</p> <p>(注) 既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。</p>
18	53：介護療養施設サービス	<p>「提供サービス」欄の 「53：介護療養施設サービス」</p> <p>を廃止</p>	なし。
19	55：介護医療院サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出」</p> <p>「1：なし」 「2：理学療法 注7」 「3：作業療法 注7」 「4：言語聴覚療法 注5」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
20	64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算〔申出〕の有無」  を廃止	なし。
21	26：介護予防短期入所療養介護	「施設等の区分」欄の 「3：認知症疾患型」 「8：ユニット型認知症疾患型」 「B：認知症経過型」  を廃止	なし。
22	46：介護予防支援	「施設等の区分」欄の 「1：地域包括支援センター」 「2：居宅介護支援事業者」  を新設	従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
23	76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」  に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。  <b>(注) 既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。</b>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
24	76：定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 73：小規模多機能型居宅介護 77：複合型サービス（看護小規 模多機能型居宅介護） 75：介護予防小規模多機能型居 宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「総合マネジメント体制強化加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」  に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場 合は、新たな加算の届出が必要とな る。 既存届出内容が「2：あり」で、 新たな届出がない場合は「2：加 算Ⅱ」とみなす。  （注）既存の届出内容が「1：な し」で、引き続き「1：なし」の 場合を除き、すべての事業所が届 け出を行うこと。
25	78：地域密着型通所介護	「施設等の区分」欄の 「3：療養通所介護事業所（短期利用 型）」  を新設	「3：療養通所介護事業所（短期 利用型）」に該当する場合は、新た な施設等の区分の届出が必要とな る。
26	78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「重度者ケア体制加算」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：な し」とみなす。
27	78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」  「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」 「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」  を追加	「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」 「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」に該 当する場合は、新たな加算の届出 が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
28	73：小規模多機能型居宅介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	「その他該当する体制等」欄の 「認知症加算」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
29	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算」 を 「医療連携体制加算Ⅰ」  に名称変更し  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」 「4：加算Ⅰハ」  に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅰロ」とみなし、 「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅰハ」とみなす。  <b>（注）既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。</b>
30	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算Ⅱ」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3 1	7 7 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護対応加算」を 「緊急時対応加算」</p> <p>に名称変更</p>	<p>(注) 既存の届出内容が「1 : なし」で、引き続き「1 : なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。</p>
3 2	7 7 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。</p>
3 3	7 7 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。</p>